

毒物劇物取扱責任者変更届

業務の種類別		毒物劇物 <b>一般</b> 販売業	
登録番号及び登録年月日		千保第 <b>9876</b> 号	平成 <b>2</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日
店舗	所在地	〒 <b>261-8755</b> <b>美浜区幸町1-3-9</b> TEL <b>043-238-9967</b>	
	名称	<b>株式会社かそいーぬ 千葉営業所</b>	
変更前の毒物劇物取扱責任者	住所	<b>中央区弁天3丁目1-1</b>	
	氏名	<b>大賀 蓮</b>	
変更後の毒物劇物取扱責任者	住所	〒 <b>264-0037</b> <b>若葉区源町280番地</b>	
	氏名	<b>ハシヒロ コウ</b> <b>箸広 甲</b>	
	資格	法第8条第1項第 <b>3</b> 号 (第3号に該当の場合： <b>一般</b> 毒物劇物取扱者試験に合格した者)	
変更年月日	<b>令和2年7月1日</b>		
備考	変更理由： <b>異動のため</b>		

下記いずれかを追記してください。  
「一般」  
「農業用品目」  
「特定品目」

内燃機関用メタノールのみ取扱いの特定品目販売業の場合は、さらに「(内燃機関用メタノール)」と追記してください。

登録票を確認しながら記入してください。  
登録年月日は**現**登録の有効期間開始日です。

資格に対応する数字を記入してください。  
薬剤師免許：第「1」号  
応用化学に関する学科を修了したことを証明する書類：第「2」号  
毒物劇物取扱者試験合格証：第「3」号

資格証として毒物劇物取扱者試験合格証を使用する場合、合格した試験の名称を追記してください。  
「一般」  
「農業用品目」  
「特定品目」  
「特定品目」(内燃機関用メタノール)

変更後30日を過ぎてしまった場合には、遅延理由書が必要です。

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

年 月 日

- 添付書類(取扱責任者の雇用証明書、診断書、宣誓書、資格を証する書類)を添付が必要です。
- 「取扱責任者の資格を証する書類」として、返却不要な書類の原本(卒業証明書や成績証明書等)を使用する場合のみ、郵送にて届け出ることが可能です。
- 郵送にて届け出の場合の届出日は、保健所が届出内容を確認し受理した日となります。届出日が変更後30日以降となる場合は、遅延理由書の添付が必要となりますので、ご注意ください。

住所 〒**264-0028**  
**若葉区桜木8-33**  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 **株式会社かそいーぬ**  
**代表取締役 加曽利 犬**  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

千葉市保健所長 殿

資格証及び卒業証書は、その原本(郵送不可)とそのコピーを同時に窓口提出してください。  
コピーと原本をその場で照合し、すぐに原本を返却します。

担当者名 **花都 ちはな**  
連絡先電話番号 **043-238-9967**  
連絡先電子メールアドレス  
\*\*\*\*\*@kasori-nu.ne.jp